第二十三条の前に見出しとして「（移行農林共済年金及び移行農林年金に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の読替え等）」を付し、第三章中同条の次に次の十条を加える。

第二十三条の二　移行退職共済年金については、廃止前農林共済法第三十八条の二第一項、第三十八条の三第一項及び附則第十三条の三の規定は、適用しない。

2　移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十八条及び第四十九条の規定は、適用しない。

（移行退職共済年金等の支給停止に関する経過措置）

第二十三条の三　移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項並びに平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合においては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第三十三条の規定を適用する。

2　移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者（昭和二十年十月二日以後に生まれた者に限る。）が、一元化法施行日（平成二十四年一元化法の施行の日をいう。以下同じ。）の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）であった者である場合においては、一元化法施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であるものとみなして、一元化法施行日の属する月において第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項並びに平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、これらの規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、一元化法施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、一元化法施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

3　移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者（昭和二十年十月一日以前に生まれた者に限る。）が、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者（一元化法施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である者に限る。）である場合においては、一元化法施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同一の同法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、一元化法施行日の属する月において第二十三条第一項の規定により読み替えられた同法第四十六条第一項の規定を適用する。

（廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等の受給権者に係る平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の準用）

第二十三条の四　廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者（一元化法施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である者（以下「継続組合員等」という。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第三十八条の規定の例による。

（移行退職共済年金等の支給停止に関する特例）

第二十三条の五　移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において平成二十四年一元化法附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項				
厚生年金保険法による老齢厚生年金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金又は同項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（以下この条において「移行退職共済年金等」という。）	改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び	老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ）	老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金の一部と被用者年金一元化法（平成二十六年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める日の前日において厚生年金保険法第四十四条の三第四項に規定する加給年金額又は同法第四十四条の四第一項に規定する加算額（第四十四条の三第四項に規定する加給年金額及び第四十四条の四第一項に規定する加算額を除く。）に相当するものとして政令で定めるものを除く。）
改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職	厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための法律等の施行に伴う厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める日の前日において厚生年金保険法第四十四条の三第四項に規定する加給年金額の計算の基礎となる老齢厚生年金の被用者年金一元化法（平成二十六年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める日の前日において厚生年金保険法第四十四条の四第一項に規定する加算額（第四十四条の三第四項に規定する加給年金額及び第四十四条の四第一項に規定する加算額を除く。）に相当するものとして政令で定めるものの合計額（当該老齢厚生年金の一部が被用者年金一元化法附則第十四条第一項の政令で定める日の前日において厚生年金保険法第四十四条の三第四項に規定する加給年金額の計算の基礎となる老齢厚生年金の一部である場合にあっては、当該老齢厚生年金の一部に係る加給年金額の計算の基礎となる老齢厚生年金の額と当該老齢厚生年金の一部に係る加算額（第四十四条の四第一項に規定する加算額をいう。）との合計額）	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する政令（平成十四年政令第四百十四号。以下この条において「平成十四年政令第四百十四号」という。）第二十三条第一項及び	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する政令（平成十四年政令第四百十四号。以下この条において「平成十四年政令第四百十四号」という。）第二十三条第一項及び	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金又は同項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（以下この条において「移行退職共済年金等」という。）及び「」とあるのは「）及び退職共済年金等の額の合計額（当該」と、「同じ。」を「同じ。）及び「」とあるのは「）及び退職共済年金等の額の合計額（当該」と、「同じ。」を	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金又は同項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（以下この条において「移行退職共済年金等」という。）及び「」とあるのは「）及び退職共済年金等の額の合計額（当該」と、「同じ。」を
		おいては、改正後厚生年金保険法	おいては、平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法	